**専門委員会の活用について**

参考1

**１　根拠**

　　障がい者虐待防止推進部会運営要綱第６条

**２　目的**

大阪府所管の障がい福祉サービス事業所等で発生した施設従事者虐待事案に対し、事業者指導を行うにあたって、第三者による専門的な視点を取り入れ、指導内容の充実やさらなる適正化を図る。

また、当委員会が行った助言などは、ノウハウとして蓄積し、府内の市町村、事業所等への情報提供や、施設従事者虐待にかかる研修内容へ反映するなどして活用する。

**３　委員会が実施する事項**

　(1)　施設従事者虐待事案の分析や検証、指導内容への助言を行うこと

　(2)　当委員会の活動内容について障がい者虐待防止推進部会へ報告すること

**４　構成員等**

　(1)　構成員：委員３名

　(2)　実施頻度：年１～２回程度（大阪府から相談案件がある都度開催）

　(3)　大阪府が相談する案件の例

　　・社会的に重大な事案

　　・その他特に大阪府が相談の必要性を認める事案

　(4)　イメージ図



【参考】障がい者虐待防止推進部会運営要綱（抜粋）

（専門委員会）

第六条 部会に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

２ 前項に基づき、部会に次の表に掲げる専門委員会を設置し、事務を担任する。

|  |  |
| --- | --- |
| 専門委員会名 | 障がい児者虐待防止支援専門委員会 |
| 担任する事務：次に掲げる事項を調査審議する。 | |
| （１） 障がい児者入所施設におけるサービスの提供状況の評価及び評価内容に応じた支援策の提案に関すること | |
| （２） 虐待事例等の収集・分析・検証に関すること | |
| （３） 虐待防止のためのマニュアル等の検討・作成に関すること | |
| （４） 障がい児者虐待防止施策に係る提言に関すること | |
| （５） その他障がい児者虐待の防止のために必要な事項 | |

３ 専門委員会に属する委員等は、部会長が指名する。

４ 専門委員会に専門委員会長を置き、専門委員会の意見を聞いたうえで、部会長が指名する委員等がこれに当たる。

５ 専門委員会長は、専門委員会の会務を掌理する。

６ 前条の規定にかかわらず、部会は、部会長の同意を得て、専門委員会の決議をもって部会の決議とすることができる。